



～7月1日から一定規模の建物等を建てる時、届出が必要になります～

区では快適な戸外空間をつくることを目的として「アメニティ形成条例」を制定しました。7月1日から一定規模以上の建築物、工作物、広告物および記念碑・彫像の設置等について、区に届出が必要になります。

街を美しく変えていきます

区では、平成5年4月1日から、快適な戸外空間をつくることを目的として「東京都豊島区アメニティ形成条例」を施行しました。

この条例に基づき、区が実施する建築物の建設、道路の整備、みどりや広場づくりなどに際し、アメニティ形成に積極的に取り組んでいくこととなりました。まず、公共施設から街に潤いと快適さをもたらすよう努力します。

届出をお願いします

アメニティの向上は、公共施設の整備だけでは達成できません。そのため一般の建築物等の建築についても、アメニティ形成に協力していただくことになりました。

7月1日から下表に該当する一定規模以上の建築物、工作物、広告物および記念碑・彫像の設置等について、アメニティの形

「アメニティ」とは…

通常は「快適な環境」と訳され、場所、状況、環境などの快適さを意味しています。

平成2年度に策定された、街づくりに関する総合計画である「豊島区地区別整備方針」では「人々の生活に密着した環境と空間の質の面を重視し

成上影響がある行為をする場合、届出をお願いします。

1 届出の内容
届出対象となる行為は、下表のとおりです。

2 届出の時期
届出はすべて、計画設計を含む）を容易に変更することができ、時期（主として建築確認申請の30日前まで）とします。

3 届出に対する助言・指導
区は、届出を受けた行為について協議し、必要があれば助言・指導します。

4 表彰
アメニティ形成に著しく寄与した者について区が表彰します。

5 無届建築主等の公表
届出をしない者、または虚偽の届出をした者は、公表の対象となります。

◇詳細：アメニティ推進担当内線2816、7

た、潤い、住み心地、にぎわいなどの言葉に象徴される概念がアメニティである」と規定しています。

す。そして、「豊島区のような都市においては、アメニティの形成、特に歩行者・生活者の視点からみた戸外空間の快適性を確保していくことが必要である」としています。

届出対象	協議規模	届出時期	届出対象	協議規模	届出時期
建築物 (建築基準法第2条第1項に規定するもの)新築、増築、改築大規模な修繕、大規模な模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	延べ床面積(地階を除く)商業地800㎡以上 その他の地域 600㎡以上		アメニティ形成に影響を及ぼすと認められる行為	規模に関係なし	当該行為に着手する日の30日前まで
工作物 新築、増築、改築、移転、外観の過半にわたる色彩の変更 (1) 建築基準法第88条に規定するもの (2) その他規則で定める工作物	建築基準法施行令第138条に定める規模	当該行為に着手する日の30日前まで。建築確認を要する行為にあってはその申請を要する日の30日前まで	①記念碑、彫像、公衆電話ボックス、バス停留所、案内板ベンチ、フラワーボット、公衆用ごみ容器、公衆用吸殻入れの設置、移設、除去、改造外観の過半にわたる色彩の変更		
①垣、柵、金網、塀、その他これらに類するもの	高さ1.5mを超え長さ10m以上の直線部分を有する		②樹木、樹林の伐採	(1) 地上1.5mの高さにおける幹周囲が125cm以上の樹木 (2) 高さまたは樹冠径が3m以上ある株立ちした樹木 (3) 面積が300㎡以上の樹林を形成している樹木	当該行為に着手する前日まで
②街灯、照明灯、その他これらに類するもの	高さ4mを超えるもの		③土地区画整理法による土地区画整理事業	規模に関係なし	土地区画整理法による認可申請をする日の30日前まで
③換気塔、冷却塔、その他これらに類するもの	高さ6mを超えるもの		④都市再開発法による市街地再開発事業	規模に関係なし	都市再開発法による認可申請をする日の30日前まで
④地上に設置する機械式駐車場	二段式以上のもので普通自動車6台以上が駐車可能なもの		⑤都市計画法による開発行為	面積500㎡以上のもの	都市計画法による許可申請をする日の30日前まで
広告物 (屋外広告物法第2条第1項に規定する広告物のうち、広告塔建物その他の工作物に掲出されまたは表示されたもの)	屋外広告条例に基づき申請が必要なもの	屋外広告物法に基づく許可申請をする前日まで	⑥建築基準法第42条に規定する道路の ・新設または拡幅 ・表層材の変更・歩道の設置または拡幅	規模に関係なし	当該行為に着手する日の30日前まで
土地の形質の変更	面積500㎡以上のもの	都市計画法第29条に基づく許可申請日の30日前まで			

子宮がん検診

日時・定員	① 6月15日(火) 午前9時 若干
	② 6月15日(火) 午前10時 満員
	③ 6月23日(水) 午前9時 満員
	④ 7月7日(水) 午前9時 満員
	⑤ 7月7日(水) 午前10時 満員
	⑥ 7月7日(水) 午後1時 満員
	⑦ 7月13日(火) 午後1時 若干
	⑧ 7月14日(水) 午前9時 35名
	⑨ 7月14日(水) 午前10時 35名
	⑩ 7月14日(水) 午後1時 35名
	⑪ 7月19日(月) 午前9時 35名
	⑫ 7月19日(月) 午後1時 30名
	⑬ 7月21日(水) 午前9時 35名
	⑭ 7月21日(水) 午前10時 35名
	⑮ 7月21日(水) 午後1時 30名

会場：東京都がん検診センター
（千代田区神田駿河台 御茶の水駅徒歩5分）
対象：区内在住の30歳以上の女性（昭和39年3月31日以前に生まれた方）
ただし、婦人科系の病気の治療中または経過観察中の方は除きます
検診内容：子宮頸部の細胞診および医師が必要と認める方に対しては、子宮体部の細胞診も行います
費用：無料
申込み：はがき（記入例参照）か

社会福祉協議会から 民間の福祉事業に助成をします

社会福祉協議会では、民間の福祉施設や団体等が在宅福祉サービスなど多様な展開をめざして実施する福祉事業を対象に本年度第1回目の募集を開始いたします。

この助成は、区民を対象とする先駆的、開拓的、実験的な事業や継続的な活動などで非営利

選挙管理委員会から「目の不自由な方、またはお知りあいの方へ」

選挙の入場整理券（はがき）に、点字シールをおはります。ご希望の方は、6月14日までに

「としま百科」93・94わたしの便利帳 に有料広告を掲載しませんか

区役所への各種届出事項や窓口案内などをわかりやすく盛り込んだ「わたしの便利帳」を1年おきに発行しています。皆さんに親しまれ、ご利用いただくため、区民生活に役立つと思われる企業広告についても、有料で掲載します。ご利用ください。

＜便利帳の規格等＞A4判2色刷り約100頁。平成5年10月1日発行予定。15万2千部発行（区内全戸配布）＜掲載できないもの＞「わたしの便利帳」の公共

広告名	規格	掲載料	備考
1 5号 広告	縦およそ9センチメートル 横およそ21センチメートル	12万円	頁の横3分の1(2色)
2 6号 広告	縦およそ7センチメートル 横およそ21センチメートル	10万円	頁の横4分の1(2色)
3 7号 広告	縦およそ14センチメートル 横およそ10センチメートル	10万円	頁の縦4分の1(2色)
4 8号 広告	縦およそ7センチメートル 横およそ10センチメートル	5万円	頁の横8分の1(2色)

国手当の「現況届」 提出について

国制度の手当を受給している方に「現況届」の提出をお願いしています。この調査は受給者の生活状況や所得状況について報告していただくもので、平成5年8月分以降（11月支払い）の手当の継続に必要です。

＜対象となる手当＞特別障害者福祉手当、障害児福祉手当、福祉手当（国）経過措置分＜提出書類＞①現況届②年金を受給している方は年金証書の写しなどを封筒に入れて郵送してください＜提出期限＞平成5年6月30日＜詳細＞障害者福祉係内線2617・9

お知らせ

豊島区役所
3981-1111

福祉

ボランティア募集

目白福祉作業所では、行事に伴うボランティアの募集をしています。

7月19日(月) 午前9時～午後3時30分 雑司が谷体育館 プール＜内容＞往復の付添い等。泳法の指導はありません。募集人数：2名＜申込み・詳細＞：当所 3953・2811

友愛通信ボランティア募集

友愛通信は、日ごろ引きこもりがちで一人暮らしのお年寄りに、心を込めたはがきのお便りを差し上げる運動です。お便りを書いてくださるボランティアを募集しています。＜例＞毎月第3木曜日 午前10時～11時＜会場＞豊島区民センター＜詳細＞：豊島区社会福祉協議会 3981・2930

目白生活実習所 ボランティアの募集

6月24日(木) 午後1時から25日(金) 午後1時まで＜内容＞：昼は東京湾クルージング、夜は心身障害者センターで食事をして泊まります。お手伝いをお願いします。＜募集人員＞：6名＜申込み・詳細＞：当所 3953・2811

生業資金のご案内

個人事業主の方に、店舗・作業場の改装費用、設備・機械・器具の購入などの事業資金の貸付けを行っています。連帯保証人が必要です。＜貸付限度額＞：220万円まで

健康

両親学級

初めてお父さん、お母さんになる方の子育て教室です。この機会に、お父さん、お母さんの役割について話し合ってみませんか。

6月19日(土) 午前9時～正午（受付は午前9時～9時15分）池袋保健所1階会議室＜内容＞：おふろの入れ方、おむつの替え方、だっこの仕方＜費用＞：無料＜定員＞：15組（先着順）電話予約＜申込み・詳細＞：池袋保健所保健婦 3987・4171

栄養士の方へ

新しい情報や、正しい情報を提供し、栄養指導や食生活改善に反映させるため、「栄養技術講習会」を開催します。

＜日時・内容・講師＞：左表のとおり＜会場＞：東京ガス池袋営業所大会議室＜対象＞：区内在住の勤の方＜費用＞：無料＜申込み・詳細＞：池袋保健所予防課栄養指導 3987・4171、長崎保健所予防課 3957・1911

日時	内容・講師
6月7日(月) 午後2時～4時	加工食品の上手な選択とその活用について 女子栄養大学教授 吉田企世子氏
6月14日(月) 午後2時～4時	肥満外来をとおしての事例—栄養士に期待すること— 慈恵会医科大学附属病院健康医学センター相談部 部長 大野 誠氏
7月6日(水) 午後2時～4時	運動所要量の考え方とその使い方について 大妻女子大学教授 橋本 勲氏

節目(ふしめ)健康実施中(無料) 7月31日まで

心臓病など成人病の早期発見のために、該当する節目年齢の方

方は、節目年齢健康診査を受けましょう＜対象＞：左表のとおり（該当者には受診券を郵送してありますが、届かない方や紛失された方は、係までご連絡ください）＜健診内容＞：①全員が受ける検査：血圧測定、尿検査、血液生化学検査など②医師の判断により受ける検査：血液一般検査、心電図検査、眼底検査、胸部エックス線撮影、糖代謝検査＜受診方法＞：受診券、保険証を持って、区内の指定医療機関で受診してください。

※7月下旬は医療機関が混みあいますので、なるべく早めに受診してください。勤務先で健康診査を受けられる方は、ご遠慮ください。

節目年齢健康診査対象者

対象年齢	生年月日
40歳	昭和28・4・1生～昭和29・3・31生
45歳	昭和23・4・1生～昭和24・3・31生
50歳	昭和18・4・1生～昭和19・3・31生
55歳～64歳	昭和4・4・1生～昭和14・3・31生

平成6年3月31日現在上記の年齢になる方

保険・年金

おとしりのための医療案内

①老人保健（医療）制度
70歳以上の方、または、65歳～69歳のねたきり等の状態にある方で、各種医療保険に加入している方。

＜医師にかかる必要＞必要なもの
保険証・健康手帳および医療受給者証
＜一部負担金の支払い＞
（今年の5月診療分から）
②通院の場合は、各月の最初の受診日に千円（千円未満の場合は実費）を医師（医療機関）ごとに支払います。

③入院の場合は、入院期間中1日につき700円を支払います。ただし、次の場合は特例になります。
①入院している方が、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の場合は、1日につき300円を2か月間支払えば済みます。

これは該当する方は、前もって区長の認定を受けておく必要があります。②血友病および人工透析が必要な慢性じん不全の治療を受けている方で、区長の認定を受けた方は、1か月1万円です。

②老人医療費の助成制度

65歳から69歳までの各種医療保険の加入者で、④医療証を受けた方（所得制限があります）。ただし、被用者保険本人は対象外です。

＜医師にかかる必要＞必要なもの
保険証・④医療証

①一部負担金の支払い

老人保健制度と同じですが、特別扱いはありません。ただし、④医療証を取り扱っていない医師（医療機関）にかかった場合は、医療費の自己負担分をその医師（医療機関）に支払い、あとで区に差額を請求してください。

＜交通事故にあったとき＞
他人の行為でけがをさせられ、医療を受けるときは、必ず届け出をしてください。

＜詳細＞：老人医療係内線2665・7

サラリーマンの奥さん、国民年金の届出はお済みですか

厚生年金や共済組合に加入している方に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方は、国民年金の「第3号被保険者」に該当しますので、必ず届出をしてください。

保険料については、配偶者が加入している年金制度（厚生年金、共済組合）がまとめて負担しますので、個人で納める必要はありません。

まだ届出をされていない方はお問い合わせください。
＜詳細＞：適用係内線2675・7

くらし

統計調査員募集

10月1日付で住宅統計調査が全国一斉に実施されるため、調

査員を募集しています。
＜従事期間＞：9月下旬～10月上旬＜仕事内容＞：各世帯に調査票を配布し、後日回収して区へ提出＜報酬＞：一調査区（約25世帯）当たり2万5千円程度＜詳細＞：統計調査係内線2425・7

＜家庭にある体温計やはかり等の検査と修理をします＞
ご家庭で計量器を安心して使用できるように検査と修理の無料サービスを行います。直接会場へお持ちください。なおグループ等で数がまれば車で集配します。

6月11日(金) 午前10時～午後4時 第十一出張所会議室＜対象計量器＞：体温計・温度計・ヘルスメーター・キッチンスケール等の家庭用計量器（業務用は除きます）＜主催＞：東京都計量協会・東京都＜詳細＞：消費生活センター 3940・6831

大工さんをお探しします
区では、「すまい」等を修理・改装したいが、大工さんが見つからないという方のために「大工さんのあつせん」を行っています。区内の建築組合を通じて、経験と実績のある大工さんを紹介いたします。建築組合から指定を受けた職人さんなどがお伺いし、工事の相談・見積り・契約・施工を責任をもって行います。家の修繕、改装、増改築、門、塀、車庫、物置の工事等いつでもご相談ください。

＜詳細＞：住宅事業課住宅相談室 査内線2857

＜移動法律相談の開設＞
金銭貸借、相続、事故などでお困りの方、弁護士が相談を受けますのでご利用ください。
6月11日(金) 午後1時から
駒込社会教育会館＜対象＞：区内在住、在勤の方＜時間＞：一人30分＜費用＞：無料＜定員＞：15名＜申込方法＞：電話予約（定員になり次第締切り）＜詳細＞：区民センター 3984・7601

ボランティア活動体験学習 「93夏ノ体験ボランティア」

参加者募集

あなたも、夏休みを利用してボランティア活動を体験してみませんか。きつと、新しい発見や素晴らしい出会いが待っています。学生はもちろん、お勤めのお父さんやお母さんも大歓迎です。期間：7月8日(木)～10日(土) 豊島区東池袋1-20の10 区民センター3階 豊島ボランティアセンターへ。なお、申込用紙などの資料は、当センターへ電話でご請求ください。詳細：当センター ☎3984・9375

社会福祉協議会から

リボンサービス協力会員募集説明会

社会福祉協議会で行っているリボンサービス(会員制有料在宅福祉サービス)では、協力会員を募集しています。募集説明会を行いますので、リボンサービスについて詳しく知りたい方、活動してみたいとお考えの方ぜひおいでください。

第1回リサイクル実践教室

牛乳パックを利用した小物作り(ペン立て、ティッシュ入れ)を行います。6月24日(木)、7月8日(木) 午後1時30分～3時30分 エポック10多目的ホール(池袋西口メトロポリタンプラザ10階) 講師：和紙工芸家 中澤己代子氏 費用：無料 持ち物：牛乳パック2～3個、のり、はさみ 定員：20名(申込み多数の場合抽選) 〇保育：2～6歳までのお子さんを保育します。申込時に申し出てください。申込み・詳細：6月15日までに電話で計画主査内線2493

身近な所からリサイクル「コンポスト化処理容器」のあっせん

区では、ごみ資源の再利用(リサイクル)化を図ると共に区民の皆さんと一緒に、ごみを減量する運動を展開しています。

今回、家庭からだされる生ごみ・落ち葉・雑草を肥料にする「コンポスト化処理容器」を安価であっせんします。6月14日(月) 午後1時から勤労青少年センター3階中集會室

〇申込資格：区内在住の方、区内で工場経営等をしている方 〇申込み：説明会場で希望容器を選び、正式購入の申込みをしていただきます。 〇詳細：リサイクル推進課普及啓発係内線2491

豊島区生活用品フリーマーケット(雨天決行)

フリーマーケットは、区民の皆さんが、家庭で使用されずにいる生活用品を持ち寄り、一日オーナーとなってお店を開くものです。毎日の暮らしに役立つ掘り出し物が見つかるかもしれません。お誘い合わせのうえ、お出かけください。

6月6日(日) 午前10時30分～午後1時30分 仰高小学校体育館(駒込5-1の19) ※会場には、駐車場はありません。車でのご来場は、ご遠慮ください。 〇詳細：リサイクル推進課事業係内線2492

6月6日水の休日診療のご案内

健康保険証を忘れずに

- 皇太子殿下の結婚の儀が行われる6月9日は、法律で休日となりました。これにより、当日は休日応急診療を実施します。
- 利用するときは
- 〇休日診療所へは、直接お出かけください。
 - 〇健康保険証は必ずお持ちください。忘れると、全額自己負担となります。
 - 〇診察料は、休日の割増料金となります。
- 内科・小児科
- 池袋休日診療所 西池袋3-22の16 (豊島区医師会館内) ☎3982・0198 〇受付時間：午前9時～午後9時30分
 - 巣鴨休日診療所 巣鴨4-22の17 (豊島区衛生部分庁舎内) ☎3949・6561 〇受付時間：午前9時～午後5時
 - 長崎休日診療所 長崎2-27の18 ☎3959・3385 〇受付時間：午前9時～午後5時
 - 雑司が谷休日診療所 雑司が谷3-1の7 (教育文化センター)
- 歯科(要予約)
- 歯科休日応急診療所 南大塚2-37の1 (豊島区歯科医師会館内) ☎3946・0003 〇受付時間：午前9時～午後4時
 - 長崎歯科休日応急診療所 長崎2-27の18 ☎5966・1589 〇受付時間：午前9時～午後4時
 - 眼科・耳鼻咽喉科など 東京都保健医療情報センター「健康案内ひまわり」 ☎5272・0303 24時間受付 「健康情報ひまわり」テレホンサービス ☎5272・0500 午前9時～翌日の午前8時30分 眼科・耳鼻咽喉科の案内は午前9時～午後4時45分まで
 - 東京消防庁災害救急情報センター ☎3212・2323 (短縮ダイヤル#7119) 〇詳細：健康係内線2531

ねたきりのおとしよりやねたきり障害者の介護者の方へ

観劇または泊旅行へご招待

〇対象：ねたきりのおとしよりやねたきり障害者を介助しているご家族の方。ただし昨年この催し(主催：キリン記念財団)に参加された方は除きます。 〇内容：9月上旬から10月下旬の間に都内劇場での観劇か関東周辺での泊旅行(伊香保、下田、上諏訪温泉)の指定プランの中で希望するところに招待。定員：10名(先着順)。1家族から1名。 〇申込み・詳細：6月15日までに電話で、豊島区社会福祉協議会 ☎3981・2930 または内線3915

公園緑地課から

①みどり祭り写真展

4月24・25日に開催された豊島区みどり祭りの楽しい写真を6月14日から25日まで本庁舎1階ロビーに展示します。皆さん

②みどりの相談

毎月第1・3水曜日はみどりの相談日です。植木や草花、観葉植物の育て方、手入れ法など



60歳以上のが

自然探索講座

日時：会場：内容：1日目 6月15日(火) 午後1時30分～3時 南大塚ことぶきの家

講義：「身近な緑を楽しむー健康と樹木」 2日目 6月16日(水) 午後1時～4時 自然探索・浜離宮庭園と朝日新聞社屋上庭園を訪ね、園内を歩きます(現地集合・現地解散) 講師：財団法人森林文化協会技術顧問 山中寅文氏 費用：200円(入園料。65歳未満の方と50円保険料) 〇定員：30名(先着順) 〇申込み：6月7日から費用を添えて本人が直接当館へ(電話不可) 〇詳細：当館 ☎5976・4399

レクリエーションダンス教室

6月17日～7月22日の毎週木曜日 午後1時15分～2時15分 南長崎ことぶきの家 〇内容：初

郵便による不在者投票について

身体に重度の障害のある方は自宅において郵便により投票することがあります。この場合、事前に手続が必要ですので、選挙管理委員会までお問い合わせください。 〇郵便投票を利用できる方：下表のとおり 〇詳細：選挙管理委員会事務局内線3531

身体障害者	身体障害者
両下肢の障害	1級または2級
体の幹の障害	1級または2級
移動機能の障害	1級または2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または2級
戦傷病者	戦傷病者
両下肢の障害	特別項症力第2項症まで
体の幹の障害	特別項症力第2項症まで
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	特別項症力第3項症まで

音楽講座

6月17日から11月25日の原則として毎週木曜日 午後1時30分～3時 東池袋ことぶきの家

内容：やさしい合唱と器楽合奏(打楽器、キーボード) 講師：金野節子氏 〇申込み：6月7日(月)までに当館受付にて(電話可) 〇詳細：当館 ☎3971・0781

民踊教室

6月15日～7月20日の毎週火曜日(全6回) 午後1時30分～2時45分 高松ことぶきの家

講師：浅見智子氏 〇費用：無料 〇申込み：6月7日から(電話可) 〇詳細：当館 ☎3973・0032

民踊教室

6月17日～7月22日の毎週木曜日 午後10時～11時30分 南長崎ことぶきの家 〇内容：初

民踊教室

6月17日～7月22日の毎週木曜日 午後10時～11時30分 南長崎ことぶきの家 〇内容：初



国際バイオリンコンクール2位入賞

佐藤まどかさん(南大塚2丁目在住)



旧ユーゴスラビアからの独立に伴う空爆から1年半。ようやく落ち着きを取り戻したクロアチア共和国の主都ザグレブの町にバイオリンの美しい音色が流れ、ひとりの日本人女性に賞賛の拍手がやむことなく続いた。南大塚2丁目在住の佐藤まどかさん(東京芸大3年)が、ザグレブで開かれた「第5回バクラフ・フムル国際バイオリンコンクール」で1位なしの2位に入賞した。このコンクールは、77年から4年ごとに開かれ、若手バイオリニストの登竜門のひとつとなっている。世界13か国数十人の参加者の中から一次予選、二次予選を経て、本選に出場したのは5人。佐藤さんはその中で最年少だったが、見事に実質的な1位を勝ち取った。

「本番前に弦が切れるハプニングがありました。地元のアニストの方などにやさしい心づかいをいただいて、落ちついて演奏することができました」という佐藤さん。コンクール直前までロンドンに留学し、練習を重ねた成果が十分に発揮されたようだ。バイオリンを始めたのは2歳のとき。芸大を目指して高校入学と同時に単身北海道から上京。豊島区に住み始めて6年になる。区で運営する豊島区管弦楽団の団員としても活躍中。

今後の抱負をたずねると、「ソロ活動を中心として、音楽のよろこびを多くの方々に伝えていきたいと思っています」と目を輝かせて話してくれた。佐藤さんの今後の活動に、ぜひ注目したい。

第18回豊島区憲法記念のつどい

「第18回豊島区憲法記念のつどい」が5月7日、区民センター文化ホールで開催されました。

当日は加藤一敏区長のあいさつに続いて立教大学法学部教授 新藤宗幸氏の記念講演と映画「遙かなる甲子園」が上映されました。

1 高齢型社会と地方自治

最近、各地で憲法をめぐる議論が、大々盛んに行われています。本日は、日本国憲法をどう考えるかといった大きな問題は控えまして、むしろ、高齢型社会の中で、憲法をどう生かしていけるか、生かしていかなければならないかを考えていきたいと思っています。

5月3日が憲法記念日であるということは、いまさら申し上げるまでもありません。現行憲法は昭和21年11月3日に公布、翌年5月3日に施行されており、当時、このいづれの日を憲法記念日とするかについては若干議論のあったところです。さて、現行憲法を、それ以前の明治憲法と比較してみますと、その大きな特色の一つとして、地方自治についての新しい章が起こされている点を挙げる事ができます。一方、昭和22年5月3日の憲法施行日には、同時に地方自治の基本法ともいえる

日本国憲法

(前文)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民

民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

3 在宅福祉におけるマンパワーの欠如

この国には、一つの悪しき伝統があります。在宅福祉というものを、家庭内介護とイコールに考えてしまふことです。家庭内介護の最大の問題は、介護する側も、介護される側も、座敷牢的な所に閉じ込められてしまふ点にあります。この仕組みでは、在宅介護はうまくいくはずがありません。在宅介護というものは、介護者の要求が家庭の中で、あるいは地域の中で満たされながら介護を続けていける仕組みでなければなりません。

では702人。これに対し、日本ではなんと25人という惨憺たる状況にあります。戦後の日本の福祉行政は、「専門職を中心に」と言いながら、現実にはボランティアに頼り、専門職をほとんど育ててきませんでした。在宅ケアを支えていくホームヘルパーは、高度の知識や技術を必要とします。家庭の主婦や学生を、ボランティアとして駆り出すだけでは、とても人的なケアにはなりません。また、マンパワーの欠如という問題については、保健婦、看護婦、作業療法士、理学療法士についても、不足しているのが現状です。

しかし、問題を嘆いているだけでは何も解決しません。では現在のところ、どんな試みがあるのでしょうか。ここで注目されるのが、地方自治体の活動です。マンパワーについては、基礎的な自治体が積極的に研修を行い、これを養成していくことが必要です。事実、厚生省の示したプログラムに沿って、また独自に味付けをして、研修を行っている自治体がいくつかあります。ところが、ここで残念なことは、この地方自治体の開催する研修に参加する方ほとんどが、女性であるということです。私は、基礎的な自治体を中心となつて養成講座を行っている場合、最も必要とされるのは、定年退職後の男性の参加だと思っています。さて、現在、日本には保健婦や看護婦の資格を持ちながら、家庭に入ってしまったという方がたくさんいます。しかし、これらの方々が復帰しないというこの点を批判しても、あまり意味がありません。実は、医学の急激な進歩により、これらの方々が仮に復帰されたとしても、すぐには現場に対応できないというのが現状です。再訓練する場が必要であるということです。私は、この再訓練する場を、まさに基礎的な自治体がつくっていくべきだと考えます。復帰してくださいます。呼びかけるだけでは何の解決にもならないということです。

4 老人保健施設の必要性

高齢化社会である。したがって、特別養護老人ホームを建て、それが福祉の進展である。こういった非常にステレオタイプ化された認識が、日本の福祉関係者の間にはあります。このような考えに基づいて運動を行っている方々に、私は常々「特別養護老人ホームを建てること」が、福祉の進展ではない」とお話ししています。在宅ケアとは、家庭を生活の基盤とし、地域の中で生きていく公的な仕組みと考えます。私たちは、年代に関係なく病気がやがて来る場合があり、当然、病院に入院します。ところが、病院というのは治療をするところですから、治療が済めば、たとえ障害が残っていても退院し、家庭に戻らなければなりません。

2 選別型福祉から包括型福祉へ

国連の基準によりますと、全人口のうち、65歳以上の人の占める割合が7%に達したとき、その国は高齢化した社会と定義されています。日本が、この7%に達したのは、1970(昭和45)年のことです。また、厚生省の推計によりますと、日本がこの倍、つまり、14%に達する

民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

この国には、一つの悪しき伝統があります。在宅福祉というものを、家庭内介護とイコールに考えてしまふことです。家庭内介護の最大の問題は、介護する側も、介護される側も、座敷牢的な所に閉じ込められてしまふ点にあります。この仕組みでは、在宅介護はうまくいくはずがありません。在宅介護というものは、介護者の要求が家庭の中で、あるいは地域の中で満たされながら介護を続けていける仕組みでなければなりません。

では702人。これに対し、日本ではなんと25人という惨憺たる状況にあります。戦後の日本の福祉行政は、「専門職を中心に」と言いながら、現実にはボランティアに頼り、専門職をほとんど育ててきませんでした。在宅ケアを支えていくホームヘルパーは、高度の知識や技術を必要とします。家庭の主婦や学生を、ボランティアとして駆り出すだけでは、とても人的なケアにはなりません。また、マンパワーの欠如という問題については、保健婦、看護婦、作業療法士、理学療法士についても、不足しているのが現状です。

しかし、問題を嘆いているだけでは何も解決しません。では現在のところ、どんな試みがあるのでしょうか。ここで注目されるのが、地方自治体の活動です。マンパワーについては、基礎的な自治体が積極的に研修を行い、これを養成していくことが必要です。事実、厚生省の示したプログラムに沿って、また独自に味付けをして、研修を行っている自治体がいくつかあります。ところが、ここで残念なことは、この地方自治体の開催する研修に参加する方ほとんどが、女性であるということです。私は、基礎的な自治体を中心となつて養成講座を行っている場合、最も必要とされるのは、定年退職後の男性の参加だと思っています。さて、現在、日本には保健婦や看護婦の資格を持ちながら、家庭に入ってしまったという方がたくさんいます。しかし、これらの方々が復帰しないというこの点を批判しても、あまり意味がありません。実は、医学の急激な進歩により、これらの方々が仮に復帰されたとしても、すぐには現場に対応できないというのが現状です。再訓練する場が必要であるということです。私は、この再訓練する場を、まさに基礎的な自治体がつくっていくべきだと考えます。復帰してくださいます。呼びかけるだけでは何の解決にもならないということです。

記念講演

(要旨)

憲法記念日

講師の横顔

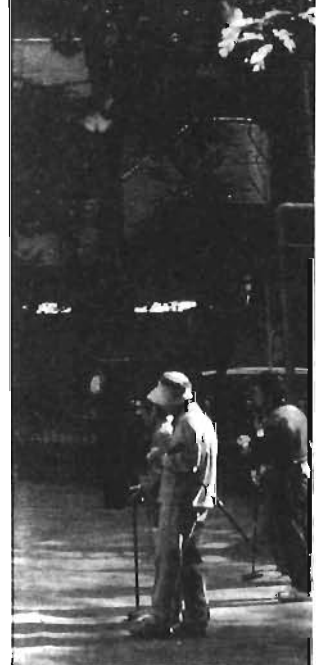


新藤 宗幸(しんどうむねゆき)

昭和21年神奈川県生まれ。昭和47年中央大学大学院法学研究科修士課程修了後、財団法人東京市政調査会員、専修大学法学部助教授、アイン・インスティテュート(ワシントンDC)客員研究員などを経て、立教大学法学部教授。専門は法学、地方自治論。

主な著書に「行政改革と現代政治」「年代の選択」「行政指導」(と岩波書店)などがある。テレビ、雑誌などでの幅広い評論でも知られる。

分府中、小金井市などで地域保健計画の策定に参加。豊島区で庁舎等建設審議会委員を経て、行政情報公開審査委員として情報公開制度の充実に努めている。



新题

昭和
年中
呈修
研究員
ーバン
ント
見在、
行政官
主な
「90年
もに第
新聞、
舌躍中
、国を
建福社
は新戸
見在
で、信
る。



間にある施設、老人保健施設であると従来から申し上げてきました。

この仕組みは、別段、私が個人的に申し上げていることではありません。イギリスでも、デンマークでも、あるいはスウェーデンでも、まさにこの仕組みをつくってきたのです。

土地買収から始めていたのではほとんど手のつけようのない話です。

私たちはここで「スクラップ

せん。一つの例が、小学校の空き教室の利用です。日本には教育財産論という独特の考え方があります。すなわち、教育の財産については、あくまで教育関係の利用に供する、という考え方です。しかし、ここで「スクラップ・アンド・ビルド」という考えに頭を切り換えることができるならば施設面での問題はかなり緩和されてまいります。

の地下鉄で、エレベーターを設置した駅が見られるようになったというのが現実です。東京においては、公開される形ではほとんど存在していません。

こうして考えてくると、私どもが高齢型社会を生きていくときに議論すべきは、先ほど申し上げました「マンパワー」や「施設」の問題から、さらに「街の構造をどう変えていくのか」と

この講演要旨は、当日の講演を広報課で要約したものです。

◇詳細：総務係内線2211

特別区制度の改革を進めています もっと身近にもっと便利に

なぜ制度改革が必要か

豊島区をはじめとする東京23区は、地方自治法で「特別区」とされています。特別区は、一般の市とほぼ同じ権能を持っています。しかし、一般の市が憲法で保障された基礎的自治体であるとして、特別区は、特別区は東京都の内部的団体であるとしてきました。

また、本来は市が行うものとされている事務のうち、一部については、東京都が特別区にわたって処理しています。財政の面においても、特別区の自主性が発揮しにくい制度になっています。

●制度改革を実現するために

このため、特別区は、長年、東京都とともに特別区制度の改革の運動を進めてきました。その運動の成果として、福祉事務所や保健所の移管、区長公選制の復活などを實現し、さらに、

ひとり親家庭等 家事援助

無料の家政婦さんを頼めます。対象：ひとり親家庭などで小学生以下の児童を扶養し、父または母以外に家事をする人がなく、他に家事を頼める人がいない方で、次の①から④のいずれかに該当する場合①ひとり親家庭になった直後の6か月間に家事に困った時②親または子の一時的な病気の時③冠婚葬祭へ出席する時④その他援助が必要と認められる時⑤援助の内容：清掃、衣類の洗濯、食事の用意など日常の家事⑥時間：午前8時から午後6時までの間の8時間（休憩1時間を含む）⑦その他：利用できる期間、回数に制限があります。家政婦さんへの謝礼は一切必要ありません⑧申込み・詳細：児童給付係内線2715、2743

平成2年9月には、第22次地方制度調査会から「都区制度の改革に関する答申」が出されました。この答申では、①特別区を基礎的自治体とする②清掃の収集・運搬など身近な事務を特別区に移管する③財政自主権を強化することを提言しています。特別区は、この答申に沿った改革を実現するため、東京都と共に検討組織を設けて、具体的な内容の検討を続けてきました。そして、昨年10月に、これまでの検討経過を「中間まとめ」としてとりまとめました。この特別区制度の改革は、現在全国的に押し進められている地方分権の流れとも軌を一にしているものであり、今後、特別区は、東京都と協力して、制度改革の實現に必要な法律の改正に向けて、国などの具体的な協議を進めていきます。

●清掃事業は特別区の手で

男女平等推進センター エポック10まつり

「エポック10」（豊島区立男女平等推進センター）をご存知ですか？「エポック10」は昨年6月、池袋西口メトロポリタンプラザビル10階にオープンした新しい施設です。開設一周年を記念して、区民の企画による「エポック10まつり」が開かれます。主役は区民。区民がつくる「まつり」です。ぜひ、ご家族と一緒に出かけください。◇日程等：6月11日（金）午前11時からオーブンングセレモニー、6月12日（土）午前10時30分から人形劇など、6月13日（日）午前10時30分から手作り工作など◇会場：エポック10◇詳細：当館☎5954・1015

青年国際交流セミナー

いろいろな国の言葉が交わされる私たちの身の回りの国際交流について、青年スタッフが考え企画したセミナーです。若い感覚にあふれたこのセミナーで、ともに語り合い、新しい出会いを育てていきましょう。7月9日（金）午前8時出発（11日）栃木県・那須国民体育村◇対象・定員：区内在住、在勤、在学、18歳～30歳までの日本人25名、区内在住、在勤、在学、18歳～35歳までの外国人（簡単な日本語会話が出来る方）25名◇申込み：はがきに住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、国籍、電話番号と「あなたが今一番、外国人（あるいは日本人）に聞きたいこと」を記入し、6月17日（必着）までに「〒170 豊島区東池袋1-18の1 豊島区教育委員会社会教育係」へ



◇詳細：社会教育係内線3456

清掃事業のうち、家庭から出るごみなどの収集・運搬については既に法律においては特別区の事務とされていますが、「別に法律で定める日までの間」は東京都が行うことになっていました。

清掃事業は、全国の3300余のすべての基礎的自治体が行っています。地方制度調査会の答申でも、特別区が基礎的自治体になるための要件として清掃事業の移管を取り上げています。そして、移管にあたっては、住民の理解と協力、関係者間における意見の一致が望まれることも述べています。

特別区と東京都は、清掃事業の収集運搬が新たな都区の役割分担と連携の下に円滑に運営できるように検討を進めています。また、東京都と清掃事業関係者との間でも、現在、協議が進められています。

●ごみ問題の解決に向けて
現在、東京のごみ問題は深刻な事態を迎えており、最終処分場の確保、清掃工場の増設、ごみの減量化などの対策が急務となっています。

特別区は、基礎的自治体となつて、清掃事業を区民の皆さんのために展開していくことを考えています。特別区制度の改革の早期実現のため、区民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

◇詳細：企画課内線2116

み減量化などの対策が急務となっています。

特別区は、これまでも、区民の皆さんのご協力を得て、地域に密着したきめ細かなリサイクル事業を展開し、大きな成果を上げてきました。

平成3年10月には、23区そろつて「ごみの減量・リサイクル推進宣言」を行い、リサイクル型都市づくりとごみ問題の解決に長期的・計画的に取り組むこととしました。

●区民の皆さんのご理解を
今後は清掃事業のうち収集・運搬を特別区に移管を受け、東京のごみ問題の解決や地球環境の保護を目指して区民の皆さんと共に、地域から、生活の場から、ごみ減量や資源の有効利用を推進します。

特別区は、基礎的自治体となつて、清掃事業を区民の皆さんのために展開していくことを考えています。特別区制度の改革の早期実現のため、区民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

◇詳細：企画課内線2116

ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭のレクリエーションや休養のために、施設を指定し、親子が無料または低料金で利用できる制度です。◇対象：区内在住のひとり親家庭の親と20歳未満の子（親だけ、子だけの利用はできません）◇指定施設：下表のとおり◇利用日数：1世帯1年度宿泊は3泊以内、日帰りは2回以内◇助成金申請：申請書と併せて、利用券の交付を受けてください。

指定施設（宿泊）
施設名 所在地
1 安房もとな荘 千葉県鋸南町
2 九十九里センター 千葉県九十九里
3 鳩の巣荘 東京都多摩市
4 歌乃茶屋 東京都大島町
5 経井沢高原荘 長野県軽井沢
6 志賀高原荘 長野県志賀高原
7 伊豆熱川荘 静岡県熱海市
8 熱海ビレッジ 静岡県熱海市
9 いこいの村美の山 埼玉県皆野町
10 豊島荘 静岡県熱海市
11 秀山荘 山梨県山中湖村
12 高麗清流園 埼玉県白馬市
13 ホテル南風荘 神奈川県相模原市
14 箱根ホテル小涌園 //

「日本海水浴と史跡めぐり」 参加者募集

7月22日（木）午前6時30分池袋駅集合）24日（土）山形県遊佐町◇対象：区内在住、在勤（小学生は保護者同伴）の方◇内容：1・3日目は史跡めぐり、2日目は終日海水浴◇費用：おとな2万円、小学生1万3千円（交通費、宿泊費、食費込み）◇申込み：6月25日（金）までに（必着）往復はがきに「日本海水浴と史跡めぐり」と明記し①住所②氏名③性別④生年月日⑤電話番号⑥勤務先を記入（家族またはグループで申込み可）、〒170 豊島区東池袋1-18の1 豊島区教育委員会社会教育係へ※申込多数の場合は抽選、同日結果郵送◇その他：国民宿舎1室3名、往復列車利用◇詳細：社会教育係内線3463

環境週間のお知らせ

6月5日は世界環境デーです。東京都では、6月5日から11日の環境週間に「あなたの参加で築いていこう豊かな環境」をテーマに種々の行事が行われます。区では、この期間、区役所本庁舎のロビーで「地球にやさしい環境」に関するパネル展示を行います。◇詳細：公害対策課指導係内線2843

歯の衛生週間（6/4～6/10） 強い永久歯をつくるために

人の歯はいつごろからつくられるのでしょうか？それは、命が芽ばえた始めのころです。乳歯も永久歯もお母さんのおなかからくるからつくられていくのです。もとも乳歯と永久歯とは生えるまでの時間が違いますからどうしても質の強さに差が出てしまいます。例えて言うならワイ

ら施設をご利用ください。①とも、ひとり親家庭と判断できる書類と印鑑をご持参ください。◇詳細：児童課給付係内線2715、2743

平成5年度特別区民税・都民税の納税通知書（普通徴収分）を6月10日に発送します

第1期分の納期は6月30日です。住民税（特別区民税・都民税）は、前年（平成4年）中の所得に課税いたします。現在会社などを退職し、無職の方でも前年に所得のある場合は課税されます。なお、会社などに勤務し、住民税を特別徴収されている方は毎年6月から翌年の5月まで12回に分けて納めていただいておりますが、途中退職されまますと給与から差し引くことができなくなりまますので、会社などからの報告により、順次普通徴収に切り替えて、納税通知書をお送りします。

た。そこでまず、乳歯で数年もたせ、その間に永久歯を育てていこうとしたのでしよう。また、永久歯は生えてからも数年の間は熟成していくことを知っておいてください。それでは、どうやって強い永久歯をつくれれば良いのでしょうか？ひとつには、あごの中にある時からバランスよく栄養を摂ることが大切です。好き嫌いのある子には、嫌いな物を無理強いるのではなく、形を変えたり、間食をへらして十分運動をさせるなどをして、おなかのすいた

時に与える工夫をしてみてもいかがでしょうか。また、エナメル質の結晶を、より強化させるために、歯が生えてから比較的早い時期にフッ素を塗布するのむひとつの方法です。これらのことを参考にして一生を自分の歯でかめるように丈夫な歯をつくってください。（豊島区歯科医師会）

指定施設（日帰り）	
1 後楽園ゆうえんち	東京都文京区
2 東京ディズニーランド	千葉県浦安市

中小企業のみならず 豊島区商工融資 中元期のご利用はお早めに

区では、中小商工業者の経営に必要な運転・設備資金等の融資を区内金融機関の協力により行っていますが、例年6月は、資金需要が活発となりますので、お早めにお申し込みください。

なお、4月1日から貸付利率の引下げや、再利用の申込方法の緩和を図りましたのでより借りやすい状況となっております。

ぜひご利用ください。

緊急特別資金(6月30日まで)
利用者負担は15%

昨年7月から不況支援策として開設してきました。現在も景気の低迷が続いていますので、6月30日まで引き続き受け付けています。

◇商工融資を利用できる方：

商工相談所

商工融資の内容

(平成5年4月1日以降貸付実行分より適用)

資金の種類	資金使途	融資限度(万円)	返済期間(月)	利率			信用保証料区分
				年利(%)	区負担(%)	利用者負担(%)	
運転資金	運転	800	60か月以内	5.0	1.7	3.3	60か月以内450万円以内
設備資金	設備	1,500	84か月以内	5.0	1.7	3.3	60か月以内450万円以内
事業転換資金	運転設備	800	72か月以内	5.0	1.9	3.1	なし
商店街店舗改装促進資金	設備	1,500	84か月以内	5.0	3.0	2.0	貸付相当分
公営防犯設備	設備	1,000	72か月以内	5.0	4.0	1.0	貸付相当分
中小企業資金	運転設備	5,000	96か月以内	5.0	3.0	2.0	貸付相当分
小企業資金	運転設備	450	60か月以内	5.0	3.0	2.0	60か月以内450万円以内
独居老人資金	運転設備	800	72か月以内	5.0	1.9	3.1	なし
年功別資金	運転	300	12か月以内	5.0	3.0	2.0	貸付相当分
事業活性化資金	運転設備	1,000	72か月以内	5.0	3.0	2.0	貸付相当分
緊急特別資金	運転設備	500	72か月以内	5.0	3.5	1.5	貸付相当分

中小企業振興の一環として相談所を開設しています。金融、経営、店舗、商品仕入れなど経営に関する諸問題の総合的な調査分析に取り組みしています。

ご希望によっては、皆さんのお店や工場に直接伺いする出張相談も行っていますので、企業のご発展にお役立てください。

◇融資申込み・相談…豊島区

平成5年度建築物等 実態調査のお知らせ

本年も6月に建設省の建築物等実態調査が行われます。

この調査は、最近における建築物および住宅の建築状況等を調査し、国や都道府県の住宅行政等の基礎資料を得ることを目的として、全国的に毎年実施しているものです。

豊島区では6月10日～30日までの間に調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

◇詳細：建築課管理係内線345

募集



社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団職員募集

平成6年度に開設する長崎4丁目地区の特別養護老人ホームと高齢者在宅サービスセンターの職員を募集します。

◇応募資格等：下表のとおり

◇給与：区職員に準じます◇採用予定日：平成6年4月1日

(平成5年10月以降採用分あり)

◇選考日：一次…7月11日(日) 二次…7月25日(日)申込み：7月2日(金)までに所定の申込書に必要事項を記入し、持参または「千代田」豊島区東池袋1の30の6セイコーサンシャイン12ビル1階 豊島区社会福祉事業団設立準備事務局(福祉部高齢社会対策推進室内)へ郵送◇詳細：事務局内線26911・2

豊島区社会福祉事業団職員応募資格等

職種	採用予定人員	応募資格
事務員	4名程度	30歳未満の方
生活指導員	3名程度	45歳未満で社会福祉主事の資格を有する方または取得予定の方
費田(人)	45名程度	45歳未満の方
看護婦または准看護婦	4名程度	50歳未満で看護婦または准看護婦の資格を有する方
栄養士	若干名	40歳未満で栄養士の資格を有する方
介護員	若干名	45歳未満で普通自動車免許を有する方
マッサージ師	若干名	45歳未満でマッサージ師の資格を有する方
調理員	8名程度	45歳未満の方
理学療法士	若干名	45歳未満で理学療法士の資格を有する方
作業療法士	若干名	45歳未満で作業療法士の資格を有する方

健康な男性◇雇用期間：7月21日～8月31日の間で教育委員会の指定する日◇募集人員：約70名◇勤務時間：(平日)午後3時15分～翌日午前8時15分(実働11時間)◇賃金：時給1千300円(平日日給換算1万1千300円)

◇勤務場所：区内小中学校◇申込み・詳細：履歴書および印鑑を持参の上、教職員係内線345・8

◇看護婦(保育園勤務)

◇条件：看護婦の免許を有する方◇勤務時間：午前9時～午後5時◇賃金：9千500円◇募集人員：2名◇勤務先：池袋第二保育園(池袋本町3の4の5)、千早第一保育園(千早1の31の5)◇申込み・詳細：保育課管理係内線2721

◇条件：看護婦の免許を有する方◇勤務時間：午前9時～午後5時◇賃金：9千500円◇募集人員：2名◇勤務先：池袋第二保育園(池袋本町3の4の5)、千早第一保育園(千早1の31の5)◇申込み・詳細：保育課管理係内線2721

スポーツ

自然体験キャンプ参加者募集

大自然にみながらの世界を！

◇日程・場所等：左表のとおり◇対象・定員：Aコース…小学3・4年生40名、Bコース…小学5年生～中学2年生42名、区内在住の男女で全日程に参加

日	程	主な活動(予定)	場 所
事前学習	7月3日(土) 午後2～4時	キャンプ説明会(保護者同伴)～概要説明、班づくり～	千登世橋教育文化センター 展示室
キャンプ	第1日 7月23日(金) 第2日 7月24日(土) 第3日 7月25日(日) 第4日 7月26日(月)	☆カヌーに挑戦！2人乗りのカヌーやボートに挑戦します。 ☆キャンプアウト！テントをかついて、天池キャンプ場へ野営に出かけます。 ☆溪流ハイキング！五十沢渓谷での沢登りです。	新潟県南魚沼郡六日町大字五日町(スコーレG&W)ベース基地となるロッジで、正面に八海山、まわりは田園風景が広がる夜にはホテルが見られるかも。 (天池キャンプ場)スコーレ裏山の山腹に広がるキャンプ場。楽しむための施設がいっぱい。
事後学習	8月2日(月) 午後2～4時	キャンプのまとめ(記録誌づくりなど)	千登世橋教育文化センター 展示室

◇Bコース 小学5年生～中学2年生 ◇定員…42名 ◇交通手段…往復JR(新幹線と特急)、現地貸切バス

日	程	主な活動(予定)	場 所
事前学習	8月5日(木) 午前10～正午	キャンプ説明会(保護者同伴)～概要説明、班づくり～	千登世橋教育文化センター 展示室
キャンプ	第1日 8月19日(木) 第2日 8月20日(金) 第3日 8月21日(土) 第4日 8月22日(日) 第5日 8月23日(月) 第6日 8月24日(火)	★テントサイトづくり！テント張りはもちろん、食事をする場所や集会場所などをつくります。 ★カヌー、カッターに挑戦！ステージはなんと大海原日本海。カヌーは一人乗りのカッターは10人で力を合わせてこぎます。安全対策は万全です。 ★鳥海山へチャレンジ！東北地方第2の高山で、真夏でも雪が残ることしばしば。 ★さぐってみよう！日本海はだして太平洋と日本海の違いはどこ？ さかなも釣れるよ。	山形県飽海郡遊佐町(西浜キャンプ場)松林の中のキャンプ場やわらわらした日差しの中でゆったりとんびり…目の前には月光川。秋には鮭がのぼる清流。その向こうには雄大な鳥海山。そして松林を歩き抜けること数秒。果てしない砂浜と遠浅の日本海が広がります。 (吹浦海浜宿舎)キャンプ場前にあるロッジで第1、5日ご宿泊します。緊急の避難場所
事後学習	8月30日(月) 午後2～4時	キャンプのまとめ(記録誌づくりなど)	区民センター 5階 音楽室

豊島区東池袋1の18の1 豊島区教育委員会社会教育課社会教育係へ◇申込み締切り(必着)：Aコース6月18日、Bコース6月25日。1人1枚に限り、※申込み多数の場合は抽選、結果は締切り後1週間前後に通知します◇詳細：社会教育係内線3455

区民親子キャンプ

この夏、川辺のファミリーキャンプを経験してみよう！

◇日程：1コース…8月5日(休)7日(土) 2コース…8月8日(休)10日(火)。いずれも2泊3日往復バス◇場所：神奈川県このま沢キャンプ場(川辺のバンガロー、コインシャワー有)◇対象：これからキャンプ活動をしてみたいと思っている区内在住、在勤の親子(5歳以上)◇内容：川遊び、野外炊事、ゲーム大会、マスカミ、バーベキュー

6月13日(日)雨天決行 茨城方面(予定)◇集合：午前5時30分 豊島公会堂前◇対象：区内在住、在勤の方とその家族◇費用：4千500円(バス代、保険料等)◇定員：先着100名◇主催：豊島区レクリエーション協会◇運営：豊島区釣友連合会◇準備：さお、仕掛け、えき、弁当、水筒、雨具等◇申込み：6月7日までに参加費を添えて体育係内線3485

区民マベ釣大会

6月13日(日)雨天決行 茨城方面(予定)◇集合：午前5時30分 豊島公会堂前◇対象：区内在住、在勤の方とその家族◇費用：4千500円(バス代、保険料等)◇定員：先着100名◇主催：豊島区レクリエーション協会◇運営：豊島区釣友連合会◇準備：さお、仕掛け、えき、弁当、水筒、雨具等◇申込み：6月7日までに参加費を添えて体育係内線3485

ユ、キャンプファイヤー、花火など楽しいプログラムが盛り沢山◇費用：おとな1万円、中学生以下8千円(食材費・保険料等)◇定員：各コースとも57名◇申込み：往復はがきに①参加希望コース名②電話番号(平日昼間の連絡先)③参加者全員の氏名、年齢、性別、学校名、学年を記入し、6月18日(必着)までに「千代田」豊島区東池袋1の18の1 豊島区教育委員会体育課親子キャンプ係へ。※1家族1枚に限り、申込み多数の場合は抽選、結果を6月21日に発送します◇詳細：体育係内線3485

官公所 だより

●拓殖大学から

数多い留学生との交流の一つとして、当大学では日本の家族と生活し、日本の文化の理解を深めようというホームステイ形式を採用しています。受け入れ家庭を現在募集中です。

◇期間：8月2日(月)～26日(木)まで◇費用支払：①1日につき4千300円(朝夕食・光熱水費)②24日一括支払◇対象学生：①東京大学②日本語科③大半は女子学生で多少日本語がわかる◇条件：大学まで1時間少々かかる圏内に居住されている方◇締切り：6月10日

●関東電気通信監視局から

電波利用保護週間(6月1日～10日)

ハイパワー市民ラジオ、不法アマチュア局等の技術基準に適合しない無線機はテレビ、ラジオや消防、救急、警察無線等への妨害を起します。無線機はルールに従って、免許を受け正しく使ってください。

◇詳細：当局…混信妨害(業務通信) ☎3214・1626、不要電波障害(電話機、コンピュータ) ☎3214・1610、受信障害(テレビ、ラジオ) ☎3243・8697

